

# 燃料価格高騰の影響を受けた市内運送事業者の皆様へ 春日部市の支援施策を活用できます！

## 春日部市くらしを運ぶ事業者支援金

春日部市では、燃料価格高騰の影響を受ける運送事業者に対し、支援金を支給します。



### 対象者

- ・令和8年3月1日時点において、「貨物自動車運送事業法」に規定されている事業の許可を受けている、又は届け出を行っている貨物自動車運送事業者であること。
- ・個人事業者については、申請時において、春日部市内に主たる事務所又は事業所を有していること。
- ・中小法人については、申請時において、春日部市内に本社・本店を有していること。
- ・支援金の申請日において廃業しておらず、今後も事業を継続する意思があること。



### 対象車両

- 令和8年3月1日時点において、
- ・個人事業者 市内の事務所、事業所で使用される事業用貨物車両
  - ・中小法人 市内の本社、本店、営業所で使用される事業用貨物車両

### 支給金額

事業用貨物自動車の種別	ナンバーの種別	1台あたりの支給額
普通自動車・小型自動車	緑ナンバー	20,000円
軽自動車	黒ナンバー	20,000円

※貨物運送事業に使用している車両（三輪以下の自動車、被けん引自動車、霊きゅう自動車を除く）が対象。

※「道路運送車両法」を基に区分。「道路交通法」上の大型、中型自動車は普通自動車になります。

申請期間 令和8年3月23日(月)～令和8年5月29日(金)

申請方法・交付要件、申請書のダウンロードなど、  
詳細は、市公式ホームページをご覧ください。



### お問合せ先

春日部市役所 商工振興課 商工振興担当 048-797-8029

※4/1から課名が「商工観光課」に変わります 8:30～17:15（土日祝日を除く）